

税 目	内 容	適 用 時 期
<p>所得税・個人住民税</p>	<p>1. 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の延長 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する 10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)とする特例の適用期限を平成25年12月31日まで2年延長する。</p> <p>2. 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除 適用対象に商品先物取引に規定する店頭商品デリバティブ取引の差金等決済その他2項目に係る取引を雑所得等に加える。</p> <p>3. 上場株式等に係る配当所得の分離課税等の対象とならない大口株主等の配当等の要件の見直し 配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を100分の3(現行:100分の5)に引き下げる。</p> <p>4. 相続等に係る保険年金に対する源泉徴収及び支払調書制度の見直し (1) 相続又は贈与等に係る保険年金(一定の基準に該当するものに限り、以下「相続等保険年金」といいます。)に対する源泉徴収については、平成25年1月1日から廃止する。 (2) 上記(1)の措置に併せて、次の措置を講ずる。 ① 相続等保険年金に対する支払調書制度については、平成25年1月1日以後の支払分について、提出省略基準を撤廃するとともに相続等に関する内容を記載事項に追加する。 また、最初の支払日が平成23年1月1日以後である相続等保険年金の初年分の支払調書については、相続等保険年金であることを明らかにする措置を講ずる。 ② 国内に恒久的施設を有しない非居住者が支払を受ける相続等保険年金については、申告の対象とする。</p> <p>5. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税の特別控除等の見直し (1) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除(平成21年創設措置) 次の見直しを行った上、その適用期限を2年(平成24年12月31日まで)延長する。 ① バリアフリー改修工事 税額控除の上限額(現行:20万円)について、次に掲げる年に応じそれぞれ次に掲げる金額を上限とする。 イ. 平成23年・・・20万円 ロ. 平成24年・・・15万円 ② 省エネ改修工事 税額控除の計算の基礎となる省エネ改修費用の額について、補助金等の交付がある場合は、その補助金等の額を控除した後の金額とする。 ③ 既存住宅の耐震改修工事(適用期限は平成21年改正で5年延長済み)適用対象となる地域の要件を廃止し、補助金等の交付がある場合には、上記②と同様の見直しを行う。 (2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等及び特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例 ① 上記(1)②と同様の見直しを行う。 ② 省エネ要件の緩和措置※の適用期限を2年(平成24年12月31日まで)延長する。 ※ 省エネ要件の緩和措置・・・省エネ改修工事の場合、原則として改修後の住宅全体の省エネルギー性能が改修前よりも一段階相当以上上がると認められる工事内容でなければならないが、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、この要件は不要となるという措置。</p> <p>6. 電子証明書等特別控除の縮減・延長 税額控除額を次に掲げる年に応じ、それぞれ次に掲げる控除額とし、その適用期限を2年延長する。 (1) 平成23年分・・・4,000円 (2) 平成24年分・・・3,000円</p> <p>7. 特定寄附信託(いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」)に係る利子所得の非課税の創設(非営利団体に対する寄附を目的とする信託に係る税制措置) (1) 特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる利子所得(利子所得の基因となる公社債等がその信託財産に引き続き属して期間に対応する部分の額に限る)については、所得税及び個人住民税を課さないこととする。 (2) 特定寄附信託契約の定義 特定寄附信託契約とは、居住者が金融機関の信託業務を営む金融機関又は信託業法の免許を受けた信託会社と締結したその居住者等を受益者とする信託に関する契約であって、特定寄附金の対象となる公益社団法人、公益財団法人又は認定NPO法人等(以下「公益法人等」といいます。)への寄附を行うことを目的とするもののうち、信託財産からの寄附は、公益法人等に対してのみ行うものであること等一定の要件を満たすものをいう。 (3) 特定寄附信託の委託者が、その特定寄附信託契約に基づき公益法人等に対して寄附した金額のうち上記(1)により非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄付金控除の適用はない。</p> <p>8. 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 土地等が農地法の規定により買収され、その対価を取得した場合の措置を廃止する。</p> <p>9. 収入を得るために支出した金額の範囲の明確化(一時所得の計算) 居住者が支払を受けた生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の計算上、その支払を受けた金額から控除することができる事業主が負担した保険料等は、給与所得に係る収入金額に算入された金額に限る旨を法令に規定します。</p>	<p>平成24年1月1日以後に行う取引につき適用する。</p> <p>平成23年6月30日以後に締結する信託契約に基づき設定された信託の信託財産について生じる利子等につき適用する。</p> <p>平成23年6月30日以後に行う譲渡につき適用する。</p> <p>平成23年6月30日以後に支払いを受けるべき生命保険金等につき適用する。</p>

税 目	内 容	適 用 時 期
<p>所得税・個人住民税</p>	<p>10. 寄附金控除 ……所得税の税額控除制度の導入及び個人住民税の控除対象寄附金の拡大等</p> <p>(1) 認定NPO法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除 個人が各年において支出した認定特定非営利活動法人(以下「認定NPO法人」といいます。)に対する寄附金(総所得金額等の40%相当額を限度)で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額(所得税額の25%相当額を限度)をその者のその年分の所得税額から控除する。 (注1) 控除対象寄附金額(総所得金額等40%相当額)及び控除適用下限額(2,000円)は、現行の寄附金控除(所得控除)並びに政党等寄附金税額控除及び下記②の公益社団法人等寄附金税額控除の寄附金と合わせて判定する。 (注2) 税額控除限度額(所得税額の25%相当額)は、下記②の公益社団法人等寄附金税額控除と合わせて判定するが、政党等寄附金税額控除の税額控除限度額は別枠で判定する。 (注3) 個人が、その年分の寄附金につき、上記の税額控除の適用を受けようとするときは、その寄附金の明細書並びにその寄附金を受領した旨、その寄附金がその認定NPO法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、その寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類を確定申告書に添付し又は確定申告書の提出の際に提示しなければならない。</p> <p>(2) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除 個人が、各年において支出をした公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人(現行の寄附金控除(所得控除)の対象となっている法人に限る。)のうち、一定の要件を満たすもの(以下、「税額控除対象法人」といいます。)に対する寄附金(総所得金額等の40%相当額を限度)で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額(所得税額の25%相当額を限度)を、その者のその年分の所得税額から控除する。 (注1) 税額控除限度額(所得税額の25%相当額)、控除対象寄附金額(総所得金額等の40%相当額)及び控除適用下限額(2,000円)は、上記①(注1)及び(注2)に準じた方法で判定する。 (注2) 個人が、その年分の寄附金につき、上記の税額控除の適用を受けようとするときは、その寄附金の明細書並びにその寄附金を受領した旨、その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、その寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならない。</p> <p>(3) 個人住民税の控除対象寄附金の拡大 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、都道府県又は市区町村が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができる措置を講ずる。 ① 寄附金税額控除の適用対象に、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金(寄附者に特別の利益が及ぶものを除く。)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例において指定したもの(以下「適用対象寄附金」という。)を追加する。 この場合、都道府県が条例において指定した適用対象寄附金に係る控除額については道府県民税から、市区町村が条例において指定した適用対象寄附金に係る控除額については市町村民税からそれぞれ控除する。 ② 申告手続については、市区町村に申告書を提出することにより行う。</p> <p>(4) 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を2,000円(現行:5,000円)に引き下げます。</p> <p>11. 通勤手当の非課税措置の見直し 交通用具使用者の通勤手当の非課税について、交通用具使用者が交通機関を利用するとした場合に負担することとなる運賃相当額まで非課税限度額を上乗せする特例を廃止します。</p> <p>12. 年金所得者の申告手続の簡素化 (1) 申告不要制度の創設 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年金以外の他の所得の金額が20万円以下の者について、確定申告を不要とする。 (2) 人的控除制度の追加 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦(寡夫)控除を加える。</p> <p>13. 所得税の確定申告書の提出開始時期の変更 所得税の確定申告書の提出期間(その年の翌年2月16日から3月15日まで)について、申告義務のある者の還付申告書は、その年の翌年1月1日から提出できることとする。</p> <p>14. 源泉所得税の納税地の見直し 源泉所得税の納税地について、給与等の支払事務所等の移転があった場合には、その移転前に支払った給与等に係る源泉所得税の納税地は、移転後の給与等の支払事務所等の所在地とする。</p> <p>15. 支払調書の提出範囲の拡大 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して、金地金及び白金地金(金貨及び白金貨を含む。以下「金地金等」という。)の譲渡の対価の支払をする者は(金地金等の売買を業として行う者に限る。)は、その支払金額等を記載した支払調書を、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに、その支払をする者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。 (注) 同一人に対するその金地金等の譲渡の対価の支払金額が200万円以下である場合には、その金地金等の譲渡の対価に係る支払調書の提出は要しない。</p> <p>16. 相続等により定期預金、株式等その他の金融資産を取得した場合において、その相続等に係る被相続人等に生じている未実現の利子、配当等は、実現段階で相続人等に課税されるという現行の取扱いを法令に規定する。</p>	<p>平成23年分以後の所得税につき適用する。 (2)についても同様とする。</p> <p>平成24年度分以後の個人住民税につき適用する。</p> <p>平成23年1月1日以後に支出する寄附金につき適用</p> <p>平成24年1月1日以後に受ける通勤手当につき適用</p> <p>平成23年分以後の所得税につき適用</p> <p>平成24年1月1日以後に源泉所得税を納付する場合に適用</p> <p>平成24年1月1日以後に行われる金地金等の譲渡につき適用</p> <p>平成23年分以後の所得税につき適用</p>

税 目	内 容	適 用 時 期																																		
法人税	<p>1. 法人税率の引き下げ 法人税の税率を次のとおり引き下げ、法人の平成24年4月1日以後に開始する事業年度について適用します。</p> <table border="1" data-bbox="514 409 1596 854"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法人区分</th> <th colspan="2">(現 行)</th> <th colspan="2">(改 正 案)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>年800万円以下</th> <th></th> <th>年800万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>30%</td> <td>—</td> <td>25.5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中小法人</td> <td>30%</td> <td>22% (18%)</td> <td>25.5%</td> <td>19% (15%)</td> </tr> <tr> <td>公益法人等、協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)</td> <td>22%</td> <td>(18%)</td> <td>19%</td> <td>(15%)</td> </tr> <tr> <td>協同組合等及び特定の医療法人(いずれも連結)</td> <td>23%</td> <td>(19%)</td> <td>2%</td> <td>(16%)</td> </tr> <tr> <td>特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)</td> <td colspan="2">26%</td> <td colspan="2">22%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 中小法人には、一般社団法人等及び人格のない社団等を含みます。 (注2) 「現行」欄の()内は、租税特別措置法により平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されます。 (注3) 「改正案」欄の()内は、租税特別措置法により平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用します。 なお、中小法人、公益法人等、協同組合等及び特定の医療法人の平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として現行の租税特別措置法による税率を適用します。 (注4) 復興財源確保法案の成立により、平成24年度から平成26年度の3年間は「10%の付加税」が加算されます。(ex. 普通法人:28.05%、中小法人 20.9%、16.5%)</p> <p>2. 減価償却制度の見直し (1) 定率法償却率の引き下げ 減価償却制度について、平成24年4月1日以後に取得をする減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.0倍(現行:2.5倍)した数とします。 なお、改定償却率及び保証率についても所要の整備を行います。 (注1) 定率法を採用している法人が、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産を取得した場合には現行の償却率による定率法により償却することができる経過措置を講ずる。 ※ 減価償却資産を適格組織再編成により移転を受けた法人も同様とします。 (注2) 現行の償却率による定率法を採用している減価償却資産につき、平成24年4月1日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに届出することにより、その償却率を改正後の償却率に変更した場合においても当初の耐用年数で償却を終了することができる経過措置を講じる。</p> <p>(2) その他 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の導入に伴い、次の措置を講じます。 ① 陳腐化償却制度を廃止します。 ② 耐用年数の短縮特例について、国税局長の承認を受けた未経過使用可能期間をもって耐用年数とみなすことにより、その承認後は未経過使用可能期間で償却できる制度とします。</p> <p>3. 欠損金の繰越控除制度等の見直し 欠損金の繰越控除制度等について、次の見直しを行います。 (1) 控除限度額の制限 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除及び青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の80%相当額とします。 また連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額についても、その繰越控除をする連結事業年度のその繰越控除前の連結所得の金額の80%相当額とします。 なお、これに伴い次の措置を講じます。 ① 中小法人等(※)については、現行の控除限度額を存置します。 ※ 中小法人等とは、次の法人をいいます。 イ. 普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(相互会社等、相互会社等の100%子法人及び資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子会社を除きます。) ロ. 公益法人等 ハ. 協同組合等 ニ. 人格のない社団等 ② 会社更生法等による債務免除等があった場合について現行どおり欠損金の損金算入ができるようにする等の所要の整備を行います。 ③ 平成24年4月1日前に更生手続開始の決定、再生手続開始の決定を受けたこと等の事実が生じた法人(連結納税の場合には連結親法人)については、その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度については、経過措置として、現行の控除限度額を存置します。</p>	法人区分	(現 行)		(改 正 案)			年800万円以下		年800万円以下	普通法人	30%	—	25.5%	—	中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)	公益法人等、協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)	協同組合等及び特定の医療法人(いずれも連結)	23%	(19%)	2%	(16%)	特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)	26%		22%		<p>平成24年4月1日以後に開始する事業年度につき適用する。</p> <p>平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産につき適用する。 ※所得税についても同様とする。</p> <p>※所得税についても同様とする。</p> <p>平成24年4月1日以後に開始する事業年度につき適用する。</p>
法人区分	(現 行)		(改 正 案)																																	
		年800万円以下		年800万円以下																																
普通法人	30%	—	25.5%	—																																
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)																																
公益法人等、協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)																																
協同組合等及び特定の医療法人(いずれも連結)	23%	(19%)	2%	(16%)																																
特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)	26%		22%																																	

税 目	内 容	適 用 時 期								
法人税	<p>(2) 欠損金の繰越控除期間の延長 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除及び連結欠損金の繰越控除における欠損金の繰越控除期間を9年(現行:7年)に延長します。 なお、これに伴い、次の措置を講じます。</p> <p>① 帳簿書類の保存要件 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除及び連結欠損金の繰越控除について、その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存を要件とします。</p> <p>② 更正の期間制限の延長 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を9年(現行:7年)に延長。</p> <p>③ 更正の請求期間の延長 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を9年(現行:1年)とします。</p> <p>4. 貸倒引当金制度の見直し 貸倒引当金制度について、適用法人を銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定します。 これらの法人以外の法人の平成24年度から平成26年度までの間に開始する各事業年度については、繰入限度額(損金算入限度額)は次のとおりとする経過措置を講じます。</p> <table border="1" data-bbox="541 961 1352 1160"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>繰入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24.4.1～25.3.31 開始事業年度</td> <td>現行法の繰入限度額×3/4</td> </tr> <tr> <td>25.4.1～26.3.31 開始事業年度</td> <td>現行法の繰入限度額×2/4</td> </tr> <tr> <td>26.4.1～27.3.31 開始事業年度</td> <td>現行法の繰入限度額×1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 寄附金の損金算入限度額の見直し (1) 一般寄附金の損金算入限度額の引き下げ 一般寄附金の損金算入限度額について、次のとおり引き下げます。 ① 資本等を有する法人 (資本金等の額×0.25%+所得の金額×2.5%)×1/4(現行:1/2) ② 資本等を有しない法人 所得の金額×1.25%(現行:2.5%) (2) 特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額の拡充 上記(1)の改正に伴い、特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額について、一般寄附金の損金算入限度額の縮減額と同額の拡充を行います。</p> <p>6. グループ法人税制の見直し 100%グループ内の法人に係る税制等について、その円滑な執行に向けて、次のとおり所要の見直しを行います。</p> <p>(1) 100%子法人株式の評価損計上の不可 100%グループ内の他の内国法人が清算中である場合、解散が見込まれる場合又はそのグループ内で適格合併により解散することが見込まれる場合には、その株式について評価損を計上しないこととします。</p> <p>(2) マイナスの資本金等の額の損金算入 解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入制度においてマイナスの資本金等の額を期限切れ欠損金と同様とするほか、連結納税制度における期限切れ欠損金の損金算入制度について所要の整備を行います。</p> <p>(3) 適格合併等の場合の欠損金の制限措置等について適用対象から被現物分配法人の自己株式の適格現物分配を除外します。</p> <p>(4) 中小企業向け特例措置の適用制限の見直し 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人には適用しないこととします。 ① 中小法人の軽減税率 ② 特定同族会社の特別税率の不適用 ③ 貸倒引当金の制度の存置及び貸倒引当金の法定繰入率 ④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度 ⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度 ⑥ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額を80%に制限しない措置 ※ 大法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等をいいます。</p> <p>7. 棚卸資産の評価方法 棚卸資産の評価について、切り放し低価法を廃止します。 なお、平成23年4月1日以後に開始する各事業年度においては、同日以後最初に開始する事業年度の前事業年度末の評価額をもって取得価額とする経過措置を講じます。</p> <p>8. 法人税の中間納付制度の見直し 法人税の中間納付制度について、仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の12分の6を超える場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととします。</p>	事業年度	繰入限度額	24.4.1～25.3.31 開始事業年度	現行法の繰入限度額×3/4	25.4.1～26.3.31 開始事業年度	現行法の繰入限度額×2/4	26.4.1～27.3.31 開始事業年度	現行法の繰入限度額×1/4	<p>平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額につき適用する。</p> <p>平成23年6月30日以後行う評価換え等につき適用</p> <p>平成23年4月1日以後開始事業年度の所得に対する法人税等につき適用</p> <p>平成23年4月1日以後開始事業年度の所得に対する法人税等につき適用</p> <p>平成23年4月1日以後開始事業年度</p> <p>平成23年4月1日以後開始事業年度の法人税につき適用</p>
事業年度	繰入限度額									
24.4.1～25.3.31 開始事業年度	現行法の繰入限度額×3/4									
25.4.1～26.3.31 開始事業年度	現行法の繰入限度額×2/4									
26.4.1～27.3.31 開始事業年度	現行法の繰入限度額×1/4									

税 目	内 容	適 用 時 期
法 人 税	<p>9. 雇用者を増加させた場合の法人税額の特別控除の創設 青色申告書を提出する法人で、公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行ったものが、平成23年4月1日～平成26年3月31日までに開始する各事業年度において、その事業年度末の従業員のうち、雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上(中小企業者等については、2人以上)増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、その事業年度の法人税額から次の算式で計算した金額のうちいずれか少ない金額を控除できる措置を講ずる。 [算式] ① 20万円×増加した雇用保険一般被保険者の数 ② その事業年度の法人税額×10%(中小企業者等については20%)</p> <p>10. 次世代育成支援対策推進法の認定を受けた法人の建物等の割増償却制度の創設 平成23年4月1日から平成26年3月31日までに期間内に、青色申告書を提出する法人で次世代育成支援対策推進法の認定を受けたものが、その認定の日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供したもののうち、その認定の日を含む事業年度及びその認定に係る一般事業主行動計画の期間内に新築をし、又は増築若しくは改築をしたものについて、その認定の日を含む事業年度において次の算式により計算した金額の割増償却ができる措置を講じます。 [算式] 新築、増改築をした建物等の普通償却限度額×32%</p> <p>11. 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の延長 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、適用要件に次のものを追加した上で、その適用期限を3年延長します。 (1) 法定雇用率を達成している場合で雇用障害者数が20人以上であること。 (2) 雇用障害者に占める重度障害者の割合が50%以上であること。</p> <p>12. エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除の創設 青色申告書を提出する法人が、平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、取得等の日から1年以内に事業の用に供した場合には、次の(1)の算式により計算した金額の特別償却ができる措置を講ずる。 また、中小企業者等については、特別償却に代えて、次の(2)の算式により計算した金額をその事業年度の法人税額から控除することもできる措置を講ずる。 (1) 特別償却制度・・・[算式] エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額×30% (2) 税額控除制度・・・次の①と②のいずれか少ない金額とし、①が②を超える場合の控除限度超過額は1年間の繰り越しができます。 [算式] ① エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額×7% ② 当期の法人税額×20%</p> <p>13. 国際戦略総合特別区域における特別償却又は特別税額控除制度の創設 総合特区制度の創設に伴い次の国際戦略総合特別区域(仮称。以下同じ。)に係る措置を講ずる。 (1) 認定国際戦略総合特別区域計画に記載された事業を行う場合の特別措置 国際戦略総合特別区域内において、青色申告書を提出する法人で認定を受けた地方公共団体の指定を受けたものが、認定国際戦略総合特別区域計画(仮称)に記載された事業を行うために一定の規模以上の設備等の取得等をして、その事業の用に供した場合には、次の①に掲げる特別償却又は②に掲げる税額控除のいずれかを選択適用することができることとする。 ① 特別償却制度 [算式] 特別償却限度額＝事業供用設備等の取得価額×50%(建物等については25%) ② 税額控除制度・・・次のイ、ロ、のいずれか少ない金額をその供用年度の法人税額から控除し、イ、の金額がロ、の金額を超える場合の控除限度超過額は1年間の繰り越しができる。 イ、事業供用設備等の取得価額×15%(建物等については8%) ロ、当期の法人税額×20% (2) 専ら認定国際戦略総合特別区域計画に記載された規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う場合の特別措置 国際戦略総合特別区域内において、青色申告書を提出する法人で認定を受けた地方公共団体の指定を受けたもの(その区域内において設立された法人又はその区域内に本店若しくは主たる事務所を有する法人のうち一定の規模以上の設備等の取得等をしたものに限る。)が、専ら認定国際戦略総合特別区域計画(仮称)に記載された規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う場合には、その指定の日から5年間、次の算式で計算した金額をその事業年度の所得金額から控除できることとする。 [算式] その特例措置の適用を受ける事業等に係る所得の金額×20% (注) この措置の適用を受ける事業年度においては、上記(1)の特別措置は適用しない。</p> <p>14. 認定研究開発事業法人等の課税の特例の創設 青色申告する法人で特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平成26年3月31日までの間に同法に規定する研究開発事業計画又は統括事業計画の認定を受けた同法に規定する認定研究開発事業者(以下「認定研究開発事業法人」という。)又は認定統括事業者(以下「認定統括事業法人」という。)に該当するものが、その認定に係る研究開発事業計画に記載された研究開発事業又は統括事業計画に記載された統括事業に係る所得として一定の金額を有する場合には、その認定の日から5年間、その金額の100分の20の所得控除ができることとする。 なお、認定研究開発事業法人にあつては試験研究を行った場合の税額控除制度又は上記○の特別償却又は税額控除制度の適用を受ける事業年度に、認定統括事業法人にあつては上記○の特別償却又は税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この特例を適用しない。</p>	

税 目	内 容	適 用 時 期
法人税	<p>15. エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 適用期限(平成24年3月31日)の到来をもって廃止します。</p> <p>16. 中小企業等基盤強化税制 中小企業等基盤強化税制について、適用期限(平成24年3月31日)の到来をもって廃止します。 なお、本制度の廃止に伴い、中小企業投資促進税制の対象から除外されているソフトウェアの範囲について所要の見直しを行います。</p> <p>17. 医療用機器等の特別償却制度 医療用機器等の特別償却制度について、対象機器等の範囲の見直しや特別償却率の引き上げをするなど所定の見直しを行った上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長する。</p> <p>18. 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、割増償却の対象となる高齢者向け住宅、対象部分を制限し、適用要件の見直し、割増償却率を引き下げた上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長する。</p> <p>19. 貸倒引当金の特例 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を12%(現行:16%)に引下げた上、その適用期限を3年延長します。</p> <p>20. 特定の資産の買換えの場合の課税の特例 特定の資産の買換えの場合の課税の特例について、一定の見直し(一定の見直し内容は省略)を行った上、その適用期限を3年(平成26年3月31日まで)延長します。</p> <p>21. 外国税額控除制度の見直し 外国税額控除の対象から除外される高率な外国法人税の水準を35%超(現行:50%超)に引下げ、また、控除限度額の計算の基礎となる国外所得の90%制限に係る特例を廃止する。</p>	
相続税・贈与税	<p>1. 相続税の連帯納付義務等 (1) 税務署長は、連帯納付義務者(納税義務者を除く。)から相続税を徴収しようとする場合等には、その連帯納付義務者に対し、納付通知書による通知等を行わなければならない。 (2) 相続税の連帯納付義務者が連帯納付を履行する場合におけるその相続税に併せて納付すべき延滞税については、原則として利子税に代える。</p> <p>2. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、適用対象となる住宅取得等資金の範囲に次のものを追加します。 → 住宅の新築等(注)に先行してその敷地の用に供される土地等を取得する場合におけるその土地等の取得のための資金 (注) 住宅取得等資金の贈与を受けた翌年3月15日までに行為される新築等であることが条件です。</p> <p>3. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度の運用状況等を踏まえ、次のとおり所要の見直しを行います。 (1) 風俗営業会社等に該当してはならないこととされる特別関係会社の範囲について、特別関係会社のうち次に掲げる者によりその株式等を直接又は間接に保有される会社とします。 ① 認定会社 ② 認定会社の代表権を有する者 ③ 認定会社の代表権を有する者と生計を一にする親族 ④ 認定会社の代表権を有する者と特別の関係がある者 (2) 資産保有型会社・資産運用型会社の判定の基礎となる特定資産の範囲に、一定の外国会社に対する貸付金等を追加します。</p>	<p>平成23年6月30日以後</p> <p>平成23年4月1日以後の期間対応分</p> <p>平成23年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税につき適用する。</p> <p>平成23年6月30日以後の相続・遺贈若しくは贈与により取得する非上場株式等に係る相続税・贈与税につき適用する。</p>
消費税	<p>1. 事業者免税点制度における免税事業者要件の見直し 消費税の事業者免税点制度における免税事業者の要件について、次の見直しを行います。 (1) 個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる課税売上高が1,000万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用しないこととします。 ① 個人事業者:その年の前年1月1日から6月30日までの期間の課税売上高 ② 法人 イ. 次のロ. 以外の場合 その事業年度の前事業年度(7月以下のものを除く。)開始の日から6月間の課税売上高 ロ. その事業年度の前事業年度が7月以下の場合 その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度があるときは、その前々事業年度の開始の日から6月間の課税売上高(その前々事業年度が5月以下の場合には、その前々事業年度の課税売上高とします。) (2) 上記(1)の適用に当たっては、事業者は(1)の課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができることとする。 (3) 上記(1)に該当することとなった場合には、その旨の届出書を提出することとする等の所要の措置を講ずる。</p>	<p>左記のその年又はその事業年度が平成25年1月1日以後に開始するものにつき適用する。</p>

税 目	内 容	適 用 時 期
消 費 税	<p>2. 仕入税額控除できる消費税の見直し 課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れの税額の全額を仕入税額控除できる消費税制度については、その課税期間の課税売上高が5億円(注)以下の事業者に限り適用することとします。 (注) その課税期間が1年に満たない場合には年換算した金額とします。</p> <p>3. 仕入税額控除に関する明細書の添付義務化等 消費税の還付申告書(仕入控除税額の控除不足額の記載のあるものに限ります。)を提出する事業者に対し任意に提出を依頼している「仕入税額控除に関する明細書」について、還付申告書への添付を義務付けた上、その記載事項の見直しを行います。</p>	<p>平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用する。</p> <p>平成24年4月1日以後に提出する還付申告書につき適用する。</p>
国 税 全 般	<p>1. 更正の請求</p> <p>(1) 更正の請求期間の延長 納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化を図る観点から、次のとおり、納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間を延長します。</p> <p>① 更正の請求を行うことができる期間 納税者が「更正の請求」を行うことができる期間を5年(現行:1年)に延長します。</p> <p>② 課税庁が増額更正できる期間 上記①と併せて、課税庁が増額更正できる期間(現行:3年のもの)を5年に延長します。</p> <p>※ これにより、基本的に納税者による修正申告、更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間を全て一致させることとします。</p> <p>(注1) 贈与税に係る更正の請求期間については6年(現行:1年)に、法人税の欠損金の金額に係る更正の請求期間については9年(現行:1年)にそれぞれ延長します。</p> <p>(注2) 脱税の場合の課税庁による増額更正期間(7年)は、現行どおり存置します。</p> <p>③ 次の事項についても併せて措置を講じます。</p> <p>イ. 更正の請求に際しては、納税者がその理由を証明すると趣旨を明確化する観点から、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付を義務化します。</p> <p>ロ. 故意に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合に処罰する規定を設けることとする。法定刑は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とします。</p> <p>ハ. 期間の終了間際になされた更正の請求に対し、課税庁が適切に対応するための所要の措置を講じます。具体的には、その更正の請求のあった日から6月を経過する日が更正期間の満了する日後に到来する場合には、その6ヶ月を経過する日まで、更正することができることとします。併せて、徴収権の消滅時効についても同様の手当てを行います。</p> <p>(2) 更正の請求の範囲の拡大</p> <p>① 当初申告要件のある措置に係る更正の請求 申告時に選択した場合に限り適用が可能な「当初申告要件」がある措置のうち、次のイ.及びロ.のいずれにも該当しない措置については、「当初申告要件」を廃止します。</p> <p>イ. インセンティブ措置(例:設備投資に係る特別償却)</p> <p>ロ. 利用するかしないかで、有利にも不利にもなる操作可能な措置(例:各種引当金)</p> <p>② 控除額等の制限がある措置に係る更正の請求 控除等の金額が当初申告の際に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増額させることができるとします。</p> <p>※ 当初申告要件が廃止された措置及び控除額の制限が見直された措置については末尾付録参照</p> <p>(3) 更正の請求期間を過ぎた課税期間に係る更正の申出書 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限を過ぎた課税期間について、増額更正ができる期間内に「更正の申出書」の提出があれば、調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行うことになりました。ただし、申出のとおり更正されない場合であっても、不服申立てすることはできません。</p> <p>2. 税務調査手続の見直し</p> <p>(1) 税務職員の質問検査権 税務職員は、所得税等に関する調査等について必要があるときは、納税義務者に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又はその物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができることとする質問検査権に関する規定について、横断的に整備することとする。</p> <p>(2) 税務調査において提出された物件の留置き 税務職員は、国税の調査について必要があるときは、その調査において提出された物件を留め置くことができることとする。</p> <p>(3) 税務調査の事前通知 税務署長等は、税務職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、あらかじめ、納税義務者に対し、その旨及び調査を開始する日時等を通知することとする。 ただし、税務署長等が違法又は不法な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれのその他国税に関する調査の適正な執行に支障をおよぼすおそれがあると認められる場合には、これらの通知を要しないこととする。</p> <p>(4) 調査終了時の手続</p> <p>① 税務署長等は、実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、その調査において質問検査等の相手方となった納税義務者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。</p> <p>② 調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合には、税務職員は、納税義務者に対し、調査結果の内容を説明するものとする。</p>	<p>①、②及び③ハ.は、平成23年12月2日以後に法定申告期限等が到来する国税につき適用し、③イ.及びロ.は、平成24年2月2日以後に行う更正の請求につき適用する。</p> <p>①、②ともに平成23年12月2日の属する年分以後の所得税及び同日以後に提出期限の到来する法人税、相続税、贈与税等につき適用する。</p> <p>※ 「更正の申出」を行う際には、「事実を証明する書類」の提出が必要です。</p> <p>(1)、(3)及び(4)は、平成25年1月1日以後に納税義務者等に対して行う質問検査等につき適用する。</p>

税 目	内 容	適 用 時 期
国 税 全 般	<p>③ 上記②の説明をする場合において、その職員は、その納税義務者に対し修正申告又は期限後申告の勧奨を行うことができる。この場合においてその調査結果に関し、その納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることは出来ないが更正の請求をすることは出来る旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>3. 理由附記 全ての処分について、原則として平成25年1月より理由附記を実施します。 ただし、個人の白色申告者に対する更正等に係る理由附記については、次のとおり、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施することとします。</p> <p>(1) 白色申告者(個人)の記帳義務・記録保存義務 個人の白色申告者については、現行、「確定申告を行った所得300万円超の白色申告者」には記帳義務・記録保存義務が課されていますが、それ以外の者についても、「確定申告を行った所得300万円超の白色申告者」と同程度の記帳義務・記録保存義務を課すこととします。</p> <p>(2) 白色申告者(個人)に対する更正等の理由附記 個人の白色申告者に対する更正等に係る理由附記については、次のとおり実施することとします。</p> <p>① 確定申告を行った所得300万円超の白色申告者 平成25年1月以後、理由附記を実施する。</p> <p>② 上記①以外の者 確定申告を行った所得300万円以下の白色申告者及び確定申告をしていない白色申告者については、平成26年1月以後、理由附記を実施する。 ただし、特例として次のイ.及びロ.を設けます。</p> <p>イ. 平成20年から平成24年までの各年分の所得税につき記帳義務があった者については、平成25年1月以後、理由附記を実施する。</p> <p>ロ. 平成25年1月以後、現行の白色申告者に係る記帳義務・記録保存義務の水準と同程度の記帳・記録保存を行っている者については、運用上、平成25年1月以後、理由附記を実施するよう努めることとする。</p> <p>③ 記帳・帳簿等の保存が十分でない白色申告者 記帳・帳簿等の保存が十分でない白色申告者に対しては、その記帳・帳簿等の保存状況に応じて理由を記載することとします。</p> <p>4. 租税罰則の見直し</p> <p>(1) 故意に税を免れた者に対する厳正な対応 大口・悪質な無申告事案に厳正に対応する観点から、故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」について、5年以下の懲役若しくは500万円以下(脱税額が500万円を超える場合には、情状により脱税額以下)の罰金に処し、又はこれらを併科することとします(直接税及び消費税の場合)。</p> <p>(2) 消費税の不正還付に対する厳正な対応 大口・悪質な消費税の不正還付請求事案に厳正に対応する観点から、消費税の不正還付の未遂を処罰する規定を創設します。</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 事前照会に対する文書回答制度について、次の見直しを行います。</p> <p>① 国税局の担当職員は、事前照会者からの照会文書が受付窓口に着した日からおおむね1月以内に、それまでの検討状況から見た文書回答の可否の可能性、処理の時期の見通し等について、その事前照会者に対し口頭で説明することとします。 ただし、補足資料の提出等を求めた日からその提出等がなされた日までの期間は、その1月の期間に算入しないこととします。</p> <p>② 事前照会者からの申出に相当の理由があるとして、照会内容及び回答内容等の公表を延期できる期間を、最長1年以内(現行:180日以内)に延長します。</p> <p>(2) 還付加算金の計算期間の見直し → 詳細は略します。</p> <p>(3) 法定調書の光ディスク等による提出義務の創設 支払調書、源泉徴収票、計算書又は報告書(以下「支払調書等」といいます。)を提出する場合において、基準年(その年の前々年をいいます。)に提出すべきであったその支払調書等の提出枚数が1,000枚以上であるときは、その支払調書等の提出義務者は、その支払調書等の提出については、その支払調書等に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク等を提出する方法又はその事項を電子情報処理組織(e-Tax)を使用して送付する方法によらなければならないこととします。</p> <p>(4) 官公署等に対する協力要請(照会)規定について、明文の規定がないことを理由とする拒否がされることのないよう、所要の措置を講じます。</p> <p>(5) 保険年金に係る最高裁判決を受けた対応</p> <p>① 相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する特別還付金の支給 遺族が年金として受給する生命保険金のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとする最高裁判所の判決(平成22年7月6日)を受けて、納めすぎとなっている所得税について現行税法の下で還付することができない年分におけるその所得税相当額の特別な還付を行うために特別還付金を支給する措置を講じます。</p> <p>イ. 税務署長は、相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金(以下「保険年金」といいます。)の受取人である者又はその相続人に対し、平成12年分以後の各年分の保険年金に係る所得(以下「保険年金所得」といいます。)のうち所得税が課されない部分の金額に対応する所得税に相当する給付金(以下「特別還付金」といいます。)を支給します。 ただし、その年分の所得税について、国税通則法の規定による更正を行うことができる場合又は期限後申告書を提出することができる場合は除きます。</p>	<p>平成25年1月1日以後にする処分について適用する。</p> <p>平成26年1月から義務を課する。</p>

税 目	内 容	適 用 時 期
国 税 全 般	<p>ロ. 特別還付金の支給を受けようとする者は、23年度改正法の施行から1年間、特別還付金の額等を記載した特別還付金請求書に特別還付金額の計算明細書を添付して税務署長に提出することができることとします。税務署長は、必要な事項を調査し、支給額(特別還付金請求書に記載された金額を限度とします。)を決定し、その提出者に対し通知します。</p> <p>ハ. 特別還付金の額は、平成15年分以後の各年分と平成12年分から平成14年分の各年分ごとに所定の方法により計算した金額とします。</p> <p>なお、特別還付金の額には還付加算金に相当する加算金を加算する。</p> <p>ニ. 特別還付金(加算金を含みます。)については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。</p> <p>ホ. 税務署長は、その決定した特別還付金の額が過大又は過少であることを知った場合には、その特別還付金額の変更の決定をすることができます。特別還付金の減額の決定があったときは、その決定を受けた者は、その減額分の特別還付金(対応する加算金を含みます。)を、1ヶ月以内に納付しなければならないこととします。なお、期限までに完納しない場合は、延滞税に相当する延滞金が課されます。</p> <p>ヘ. その他</p> <p>税務署長の決定は、23年度改正法の施行から2年を経過した後は行うことができないものとし、特別還付金の支給を受ける権利及び特別還付金を徴収する権利は2年間行使しないことによつて、時効により消滅することとする他、所要の措置を講じます。</p> <p>② 相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例</p> <p>上記①の措置と併せて、現行税法に基づいて所得税の還付を受けるため、その年分の所得税の申告をしている保険年金の受取人である者は、その年分の所得のうち保険年金所得が含まれていることによりその申告に係る課税標準等又は税額等が過大であるときは、23年度改正法の施行から1年間、税務署長に対し、更正の請求を行うことができる特例措置を講じます。</p>	
そ の 他 の 国 税	<p>1. 住宅用家屋等に係る軽減措置の延長</p> <p>住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長します。</p> <p>2. 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の延長</p> <p>適用期限を平成25年3月31日まで延長します。</p>	<p>※いずれも2年の延長となります。</p>
地 方 税	<p>1. 税務調査手続等の見直し</p> <p>(1) 税務調査手続</p> <p>① 総務省が行う調査手続</p> <p>地方税に関する総務省が行う調査手続につき、国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。</p> <p>② 地方公共団体が行う調査手続</p> <p>地方税に関する調査の事前通知、調査終了時の手続については、地域主権改革の観点に立つべきこと及び地方税の課税団体が多数にのぼりその規模も様々であることなどを踏まえ、全地方自治体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行います。</p> <p>(2) 更正の請求</p> <p>① 納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化の観点から次の措置を講じます。</p> <p>イ. 納税者が「更正の請求」を行うことができる期間(現行:1年)を5年に延長します。</p> <p>ロ. 上記イ. と併せて、課税庁が増額更正できる期間(現行3年のもの)を5年に延長します。</p> <p>※ これにより、基本的に、納税者による修正申告、更正の請求、課税庁による増額更正、減額更正の期間を全て一致させることとします。</p> <p>(注) 脱税の場合の課税庁による増額更正期間(7年)は、現行どおり存置します。</p> <p>② 故意に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合を処罰する規定を設けることとします。法定刑は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とします。</p> <p>(3) 理由附記</p> <p>① 地方税に関する総務大臣が行う処分に関する手続については、国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。</p> <p>② 地方税に関する地方自治体が行う処分に関する手続については、全地方自治体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応できるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行います。</p> <p>2. 租税罰則の見直し</p> <p>(1) 脱税犯に係る法定刑の引き上げ等(詳細略)</p> <p>(2) 秩序犯に係る法定刑の引上げ等(詳細略)</p> <p>(3) 税務職員の守秘義務違反(秘密漏洩)に対する罰則の見直し</p> <p>① 現行の守秘義務違反に対する罰金刑の上限を100万円(現行:30万円)に引き上げます。</p> <p>② 地方税の犯則事件の調査及び地方税の徴収の事務における同様の守秘義務違反を処罰対象に含めることとします。</p> <p>(4) 故意に税を免れた者に対する厳正な対応</p> <p>大口・悪質な無申告事案に厳正に対応する観点から、故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」について、5年以下の懲役若しくは500万円以下(脱税額が500万円を超える場合には、情状により脱税額以下)等の罰金に処し、又はこれらを併科する。</p> <p>(5) 地方消費税の不正還付に対する厳正な対応</p> <p>大口・悪質な地方消費税の不正還付請求事案に厳正に対応する観点から、地方消費税の不正還付の未遂を処罰する規定を創設します。</p>	

付 録

【 当初申告要件が廃止された措置 】

1. 所得税関係
 - ・給与所得者の特定支出の控除の特例(所法 57 の 2)
 - ・保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の所得計算の特例(所法 64)
 - ・純損失の繰越控除(所法 70)
 - ・雑損失の繰越控除(所法 71)
 - ・変動所得及び臨時所得の平均課税(所法 90)
 - ・外国税額控除(所法 95)
 - ・資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入(所令 182 の 2)
2. 法人税関係
 - ・受取配当等の益金不算入(法法 23、81 の 4)
 - ・外国子会社から受ける配当等の益金不算入(法法 23 の 2)
 - ・国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入(法法 37、81 の 6)
 - ・会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入(法法 59)
 - ・協同組合等の事業分量配当等の損金算入(法法 60 の 2)
 - ・所得税額控除(法法 68、81 の 14)
 - ・外国税額控除(法法 69、81 の 15)
 - ・公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例(法令 73 の 2)
 - ・引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例(法令 113)
 - ・特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限の 5 倍要件の判定の特例(法令 113 の 2)
 - ・特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例(法令 123 の 8)
 - ・特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例(法令 123 の 9)
3. 相続税・贈与税関係
 - ・配偶者に対する相続税額の軽減(相法 19 の 2)
 - ・贈与税の配偶者控除(相法 21 の 6)
 - ・相続税における特定贈与財産の控除(相令 4)

【 控除額の制限が見直された措置 】

1. 所得税関係
 - ・外国税額控除(所法 95)
 - ・試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(措法 10)
 - ・試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例(措法 10 の 2)
 - ・エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除(措法 10 の 2 の 2)
 - ・中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除(措法 10 の 3)
 - ・沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除(措法 10 の 4)
 - ・雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除(措法 10 の 5)
 - ・所得税の額から控除される特別控除額の特例(措法 10 の 6)
 - ・青色申告特別控除(65 万円)(措法 25 の 2)
 - ・電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除(措法 41 の 19 の 5)
2. 法人税関係
 - ・受取配当等の益金不算入(法法 23、81 の 4)
 - ・外国子会社から受ける配当等の益金不算入(法法 23 の 2)
 - ・国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入(法法 37、81 の 6)
 - ・所得税額控除(法法 68、81 の 14)
 - ・外国税額控除(法法 69、81 の 15)
 - ・試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(措法 42 の 4、68 の 9)
 - ・試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例(措法 42 の 4 の 2、68 の 9 の 2)
 - ・エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法 42 の 5、68 の 10)
 - ・中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法 42 の 6、68 の 11)
 - ・沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法 42 の 9、68 の 13)
 - ・沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法 42 の 10、68 の 14)
 - ・国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法 42 の 11、68 の 15)
 - ・雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(措法 42 の 12、68 の 15 の 2)
 - ・法人税の額から控除される特別控除額の特例(措法 42 の 13、68 の 15 の 3)